

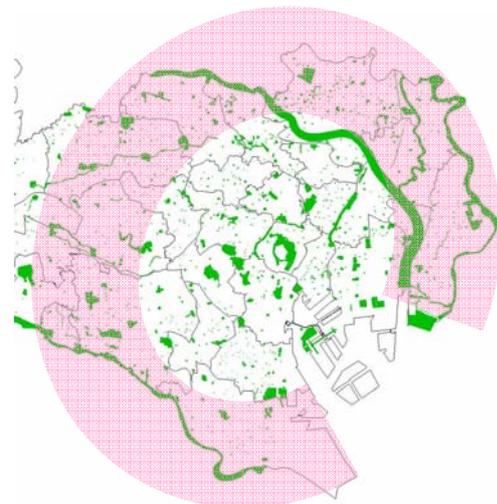
研究課題名 都市再生に関する公園緑地施策のあり方に関する研究
 研究代表者氏名 竹内 智子 慶應義塾大学 政策・メディア研究科

1. 研究の背景と目的

本研究は、東京 23 区外縁部において、市街化とそれに伴う公園緑地施策の展開過程を明らかにし、その結果生み出された緑地と施策の関係を検証することで、都市における緑地の保全・創出のための施策のあり方について考察することを目的とする。

都市における公園緑地は、レクリエーション、防災、自然環境の保全等、多様な機能を有している。景観緑三法の制定など公園緑地施策が多様化する一方で、都市計画法に基づく都市計画公園緑地が、決定後長期間未整備であることなどさまざまな課題がある。

都市における基本的なインフラである公園緑地が、時代ごとの社会的要請から、市街化と共に様々な施策の積み重ねの結果、現在に至っていることについては、学術的検証が必要であり、これを踏まえて今後の都市再生にあわせた公園緑地のあり方について検討する。



東京都市計画公園緑地と対象地

2. 今年度の取組みと成果

23 区外縁部の市街化とそれに伴う公園緑地施策の事例として、都市計画篠崎公園を対象に調査・検討し、論文作成した。

- ・ 竹内智子・石川幹子：「都市計画篠崎公園を事例とした東京都市計画公園緑地の変遷に関する研究」 日本造園学会（投稿中・採用決定）

研究の方法

戦前、戦後と昭和 30 年代、昭和 40 年代以降の3つの時代に分け、篠崎公園に関する歴史的経緯を文献や資料、都市計画決定・変更当時の地形図などから追い、当公園に関する①計画思想、②計画区域設定の考え方、③計画実現のための手法、の3点について検討した。結果を基に今後の区域設定や整備の方向性について考察を行った。



地形図 (S7) に加筆作成



東京都市計画道路並土地整理図 (S11) に加筆作成

結果

今年度の研究から以下のことが明らかになった。

篠崎公園に関する都市計画思想の変遷

年	計画・施策	根拠法・関連法	篠崎公園の位置づけ	計画思想	方針など	計画面積
昭和14年	東京緑地計画	—	大公園(普通公園) 環状緑地帯	都市住民のレクリエーション 市街地の膨張抑制、市民の保健増進、東京の防衛	面積10ha以上、誘致距離2km、優れた風景地、行楽道路に接する、便利で拡張性のある場所 東京市界に沿い、環状に設定。区域内に公園、行楽道路、生産緑地などを包含	
昭和15年	防空緑地計画	防空法・都市計画法	防空大緑地 外環状空地帯	市街地を囲む環状緑地帯の実現、過大都市の防止、国民の心身鍛錬、観光の緑地道路、東京の防衛 都市の過大化防止	事業実施のため、都市計画法を改正。都市計画の目的に防空と施設に緑地を追加 (東京緑地計画を継承)	S15 126ha→ S19 154ha
昭和21年	戦災復興計画	特別都市計画法	復興計画緑地 緑地地域(S23指定)	過大都市の抑制	土地利用計画に応じ、系統的に配置、必要に応じ市街地の外周に緑地帯を指定 防空地帯を根幹とし、農地、樹林地低湿地、幹線道路沿いなどを包含	
〃	農地解放	自作農創設特別措置法	—	耕作者の地位安定と農業生産力の発展	政府が農地を買収し、小作農に払い下げ	
昭和32年	再検討配置計画	都市計画法(旧法)	大公園	戦前戦後の都市計画決定の整理、現計画では実現まで長期を要する	学校、市街化区域の廃止、河川・湖沼・神社仏閣、民間レクリエーション地の追加	S32 164ha
※	別途施策	区画整理法	(緑地地域を継承)	—	—	
昭和33年	首都圏整備計画	首都圏整備法	近郊地帯の公園緑地	都市住民の利用、市街地の膨張抑制	既成市街地に不足する大公園を積極的に近郊地帯に配置	
昭和49年	再検討方針	都市計画法	広域公園	市街化の発展、地価高騰、レクリエーション需要、都市防災、都市環境の悪化対応	広域公園(50ha以上)の配置、都市緑地保全法など新たな制度との連携、将来の事業化が前提	S51 90ha
※	S44緑地地域全面解除	区画整理法	(区画整理すべき区域)	区画整理による良好な住居地域形成	廃止後は原則住居地域。積極的に公園緑地を確保。他より高い公園率設定	
昭和56年	緑のマスタープラン	都市計画法	広域公園	緑のネットワーク化、自然地の保全、水の系の回復、レクリエーション需要対応、災害時の避難緑地	制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地、に分類して目標値を設定	S59 87ha
※	別途施策	区画整理法	(区画整理すべき区域・区画整理事業区域)	—	—	

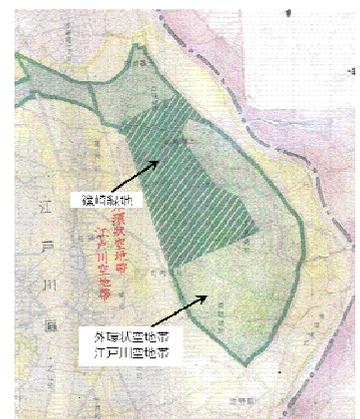
・網掛け部分は篠崎公園の区域変更に大きな影響を与えた計画
・点線の下段は篠崎公園周辺の地域制緑地施策

- 篠崎公園は、都市の拡大を防ぐ環状緑地帯の拠点として位置づけられ、防空緑地、広域レクリエーション拠点等として、昭和32年までは、都市計画決定面積を減ずることなく、むしろ、増加させてきた。これは、防空空地帯計画、首都圏整備計画を通じて、篠崎公園が都市計画上拠点として位置づけられてきたことによる。

- 戦前に公園区域の全面買収が完了していたにもかかわらず、農地解放によりその大半を失い、市街化が進展する中で細分化された用地の再買収の努力が続けられてきた。その中で広域的な計画上の位置づけより市街化に伴う地域の開発が優先されるようになり、駅新設のための区画整理事業との整合など、2回に渡って計画区域が削減された。

- 昭和30年代までは、施設緑地としての篠崎公園とそれを取り囲む江戸川とつながる地域制の緑地が一带となって計画されていたが、昭和40年代以降の市街化の発展と制度の多様化等により、地域制の制度と都市計画公園制度が別の体系で検討され、計画区域の削除にあたり、適切な施策が講じられて来なかった。

- 戦前の事業により取得され、農地解放されずとまって残った公有地が、現在の開園区域と公園拡張整備に結びついている。



東京防空空地及空地帯配置図(S15)に加筆作成

計画面積を減じたものの、篠崎公園は現在も東京東部における貴重な緑の拠点となっている。計画区域周辺も、地域制施策の流れを引き継ぎ、区画整理事業が行われており、生産緑地も多い。このような区域内外の歴史的ストックを生かし、計画的に周辺の緑地も含めて確保していくことが必要である。その際には、地域レベル・広域レベルの必要な緑地の質や量などの条件を明らかにした上で、地域制緑地と営造物緑地を組み合わせ活用するなど、公園整備単体だけでなく、周辺も含めた広域的な都市づくりの点から公園緑地施策を考えることが求められる。

3. 今後の方針

今後は、以下の点について研究を進めていく。

- 基盤整備の時期・手法・地域制緑地施策等により、23 区外縁部の対象地を類型化する。
- 時代区分ごとに①計画の考え方・意図、②手法・制度、③結果、について整理する。
- 風致地区、旧緑地地域など各公園緑地施策について指定図面を GIS 化して現況緑地と重ね合わせ、過去の施策が現在の緑地に与えている影響を分析する。
- 篠崎公園に続き、具体的な公園緑地とその周辺を取り上げ、市街化の状況と公園緑地施策の変遷、現在の緑地への影響について検証する。

これらを通じて、23 区外縁部の計画上の理念はどのように設定され、その反映としてどのような計画制度・手法が高じられたか、結果として制度・手法はどのように適用され、どのような質の緑地を担保できたか、について明らかにしていく。